



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月7日火曜日 第1号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) 1
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) 1
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) 8
 土地改良区の定款変更の認可..... (") 9
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) 9

公 告

製菓衛生師試験の施行..... (業務衛生課) 9
 毒物劇物取扱者試験の実施..... (") 9
 調理師試験の実施..... (") 10

正 誤

平成31年4月16日付け愛媛県報第3069号愛媛県告示第341号(土地改良区連合役員の就退任の届出)中..... (中予地方局農村整備第一課) 10

告 示

○愛媛県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和元年5月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地2	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	令和4年4月30日まで

○愛媛県告示第2号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年5月7日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 宮本 佳幸
- 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社西条工場
西条市ひうち8番地6
- 特定施設に関する事項
(1) A - 114

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり100枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 35	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) A - 115

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり25枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 76 最大 76
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 7 最大 7	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) A - 116

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり25枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 7 最大 7	

る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.4 最大 19.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 76.5 最大 76.5
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 7 最大 7	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(4) A - 117

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり2枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	通常 7 最大 7	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(5) A - 118

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たりガス2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(6) A - 119

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たりガス2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(7) A - 120

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たりガス2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(8) A - 121

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.4 最大 19.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7 最大 7	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(9) A - 122

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.6 最大 11.6
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 44.6 最大 44.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8 最大 17

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(10) A - 123

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たりガス2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5 最大 5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(11) B - 27

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分間当たりガス2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(12) B - 28

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 10	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.6 最大 13.6
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(13) B - 29

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用时间	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 10	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(14) E - 84

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり0.50立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 4	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(15) E - 85

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり0.20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 4

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 4

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(16) E - 86

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 4

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(17) E - 87

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 4	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(18) E - 88

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり0.20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 4

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽 縦 2.1メートル 横 2.9メートル 高さ 3.5メートル 沈殿槽 縦 9.5メートル 横 9.5メートル 高さ 3.5メートル 凝集槽 直径 2メートル 高さ 2.8メートル 高速沈殿槽 直径 4メートル 高さ 1.8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	180	通常	5
	最大	278	最大	8
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	1,630	通常	1,630
	最大	1,680	最大	1,680

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設置年月日	昭和58年9月30日			
処理施設の種別	化学処理			
処理施設の型式	中和処理方式			
処理施設の構造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製			
処理施設の主要寸法	一次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基 二次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基			
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	中和処理方式			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし			
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後	
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常	3~10	通常 5.8~8.6
		最大	3~10	最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	8.0	通常 8.0
		最大	9.4	最大 9.4
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	23.9	通常 23.9
		最大	38.8	最大 38.8
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	29.7	通常 29.7	
	最大	52.8	最大 52.8	
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1.4	通常 1.4	
	最大	8.0	最大 8.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	6,080	通常 6,080	
	最大	6,780	最大 6,780	

備考 汚水等は、No.1排水口から公共水域へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常	5.8~8.6
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	6.6
		最大	7.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	25
		最大	40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	22
		最大	40
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1.0
		最大	6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	8,295	
	最大	9,000	

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第3号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月7日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

役員の種別	氏名	住所
理事	高橋 寛	松山市南吉田町1776
	木村 辰夫	松山市南吉田町1796-3
	関谷 清	松山市南吉田町1052
	藤内 栄	松山市南吉田町1056
	関谷 重男	松山市南吉田町919
	鷓籠 洋	松山市南吉田町910
	堀岡 公男	松山市南吉田町2801
	高本 壽夫	松山市南吉田町1090
	神野 吾	松山市南吉田町1515
	川崎 俊一	松山市南吉田町1502
	乗松 清高	松山市南吉田町1110
	玉矢 昌志	松山市南吉田町1269
監事	高須賀 宏一	松山市南吉田町338-2
	土屋 博文	松山市南吉田町1050
	村上 壽	松山市南吉田町1801
	新田 雅俊	松山市南吉田町1295

退任

役員の種別	氏名	住所
理事	神野 吾	松山市南吉田町1515
	川崎 俊一	松山市南吉田町1502
	藤内 栄	松山市南吉田町1056
	堀岡 公男	松山市南吉田町2801

"	山 崎 保	松山市南吉田町1121
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052
"	高 本 壽 夫	松山市南吉田町1090
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919
"	乗 松 清 高	松山市南吉田町1110
"	高須賀 宏 一	松山市南吉田町338 - 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796 - 3
監 事	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295

"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801

○愛媛県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月7日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月7日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
31中局建（開）第3号 平成31年4月23日	伊予市下吾川字南西原1610番4、1615番1、1617番3、1617番7、1617番8、1618番1、1618番3	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴産業

○愛媛県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月7日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
31中局建（開）第4号 平成31年4月23日	伊予市上野字中西2304番	伊予郡砥部町宮内35番地1 リバーサイドハイツ砥部106号室 篠 川 博 典

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和元年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和元年 5月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和元年 7月9日（火）13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
令和元年 6月3日（月）から 6月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和元年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和元年 5月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和元年 8月29日（木）13時30分
- 試験の場所
愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2）
愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6 - 9）
- 受験願書の提出期間
令和元年 6月17日（月）から 28日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和元年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和元年5月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和元年8月30日（金）13時30分
- 2 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
令和元年7月1日（月）から7月12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

正 誤

○正 誤

平成31年4月16日付け第3069号愛媛県告示第341号（土地改良区連合役員の就退任の届出）中

ページ	箇 所	誤	正
323	名簿表題	就任	退任